

認定審査委員会運営細則

2013年5月22日制定

2014年5月14日改定

2016年5月25日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第5条の規定に基づき、この法人の認定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 麻酔科認定医の認定に関する事
- (2) 麻酔科専門医の認定に関する事
- (3) 麻酔科指導医の認定に関する事
- (4) 麻酔科認定病院の認定に関する事
- (5) 麻酔科専門医研修プログラムの認定に関する事

2 審査委員会は、職務を円滑に遂行するため、以下に掲げる部会を設け前項の所掌事項を分担する。

- (1) 第1部会 麻酔科専門医の認定に関する事
- (2) 第2部会 麻酔科指導医の認定に関する事
- (3) 第3部会 麻酔科認定医ならびに麻酔科認定病院の認定に関する事
- (4) 第4部会 麻酔科専門医研修プログラムの認定に関する事

3 審査委員会は、職務の遂行に必要があるときは、申請者に追加資料の提出等を求めること、申請者に面談すること、あるいは申請施設を視察することができる。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長1名、副委員長4名および委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、この法人の教育委員会委員長をもって充て、審査委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長の推薦により委員の中からこの法人の常務理事会が委嘱し、前条第2項に掲げる部会の部会長として、担当する部会を総括する。

4 委員は、委員長ならびに副委員長の推薦により、監事を除く正会員の中からこの法人の常務理事会が委嘱する。

5 第2条第2項の各号の部会にはそれぞれ部会員をおき、部会長の推薦により、監事を除く正会員の中からこの法人の常務理事会が委嘱する。

6 部会員は、複数の部会員を兼ねることを妨げない。

(任期)

第4条 副委員長、委員および部会員の任期は、就任後1年以内開催される定時社員総会の終結

の時までの1年とし、重任を妨げない。ただし、連続4期を越えることはできない。

2 副委員長に欠員が生じたときは、委員の中から補充する。

3 委員および部会員に欠員が生じたときは、必要に応じ補充することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、部会の審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。

(内 規)

第6条 この細則第2条に定める部会の運営に関する事項は、別に定める。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

附 則

1. この細則は2014年4月1日から施行する。